

令和4年分 相続税の申告事績の概要

令和5年12月
東京国税局

I 令和4年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

III e-Taxの利用状況等（トピックス）

I 令和4年分における相続税の申告事績の概要

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は321,433人（前年対比109.8%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は48,358人（同112.8%）、その課税価格の総額は7兆6,338億円（同110.0%）、申告税額の総額は1兆2,346億円（同113.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1)		対前年比	(参考) 全国に占める割合	
		令和3年分	令和4年分			
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 292,701	人 321,433	% 109.8	% 20.5	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 14,539 42,881	人 外 15,792 48,358	% 外 108.6 112.8	% 外 41.3 32.1	
③	課税割合 (②/①)	% 14.7	% 15.0	ポイント 0.3		
④	相続税の納税者である相続人数	人 93,197	人 104,515	% 112.1	% 31.7	
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 6,761 69,413	億円 外 7,325 76,338	% 外 108.3 110.0	% 外 37.8 36.9	
⑥	税額	億円 10,886	億円 12,346	% 113.4	% 44.1	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 4,650 16,187	万円 外 4,638 15,786	% 外 99.7 97.5	
⑧		税額 (⑥/②)	万円 2,539	万円 2,553	% 100.6	

(注)1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

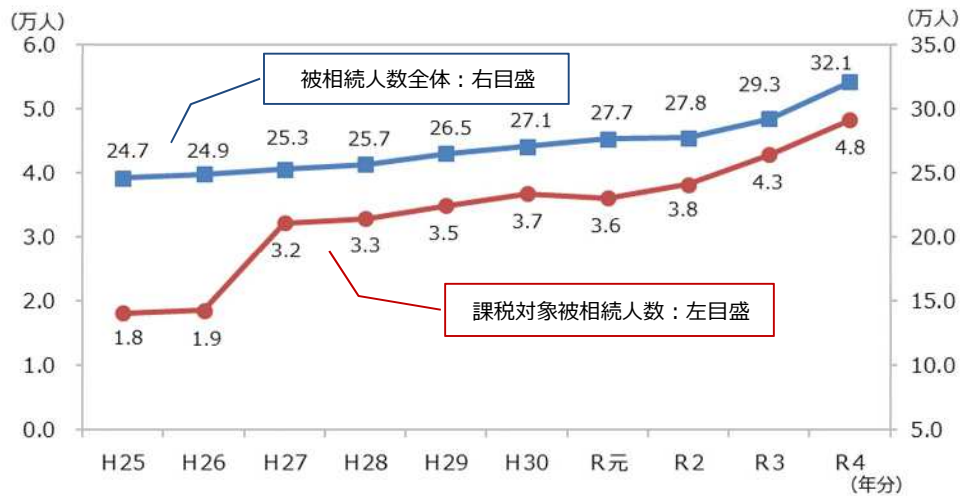
2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

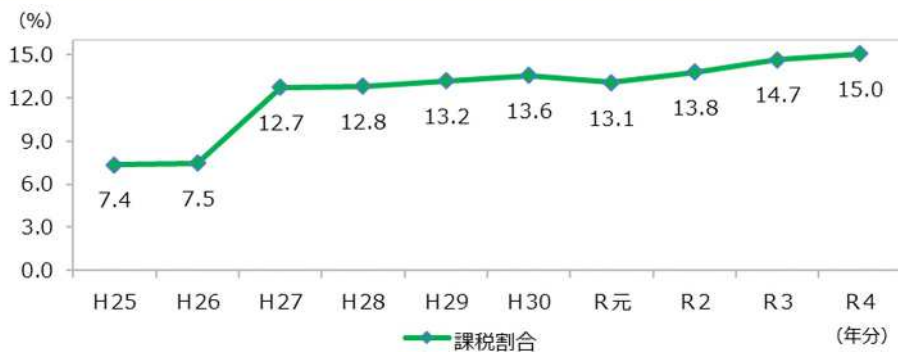
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

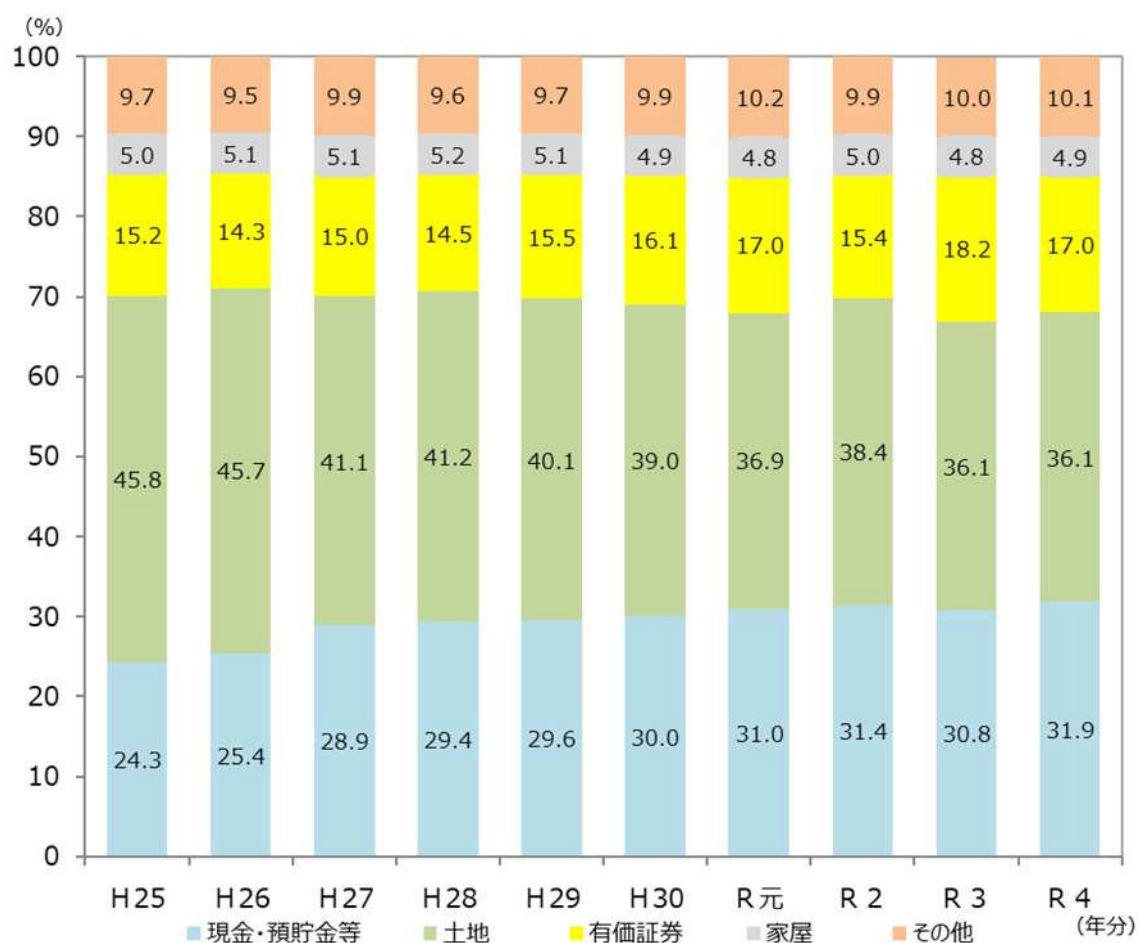
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成25年	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787
30	25,111	3,185	10,374	19,325	6,374	64,369
令和元年	22,967	3,009	10,568	19,294	6,346	62,184
2	24,600	3,176	9,834	20,126	6,320	64,056
3	26,841	3,577	13,552	22,917	7,402	74,290
4	29,452	3,955	13,888	26,029	8,244	81,568

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

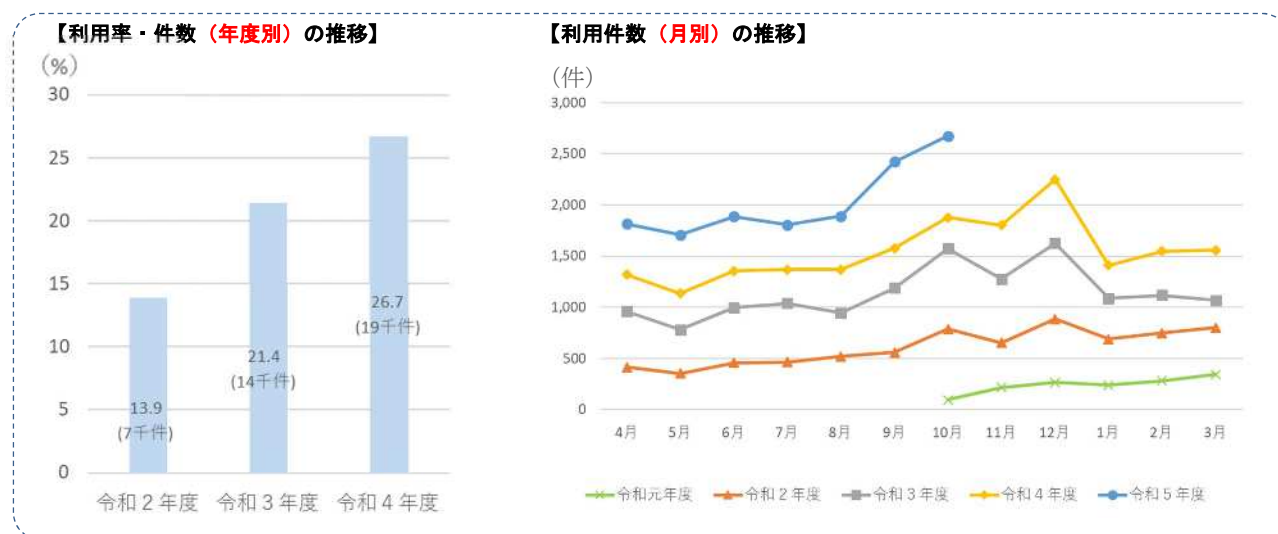
Ⅲ e-Tax の利用状況等（トピックス）

東京国税局においては、あらゆる手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

相続税申告についても、令和 5 年度の e-Tax 利用率の目標値を 40% に設定し、税理士会を通じた利用勧奨や相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨などを実施することにより、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

◆ 令和 4 年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、26.7%

令和 4 年度における相続税の申告の e-Tax 利用件数は 19 千件で、前年度に比べ 5 千件（36.0%）増加となり、e-Tax 利用率は 26.7% と、前年度に比べ 5.3 ポイント上昇となりました。



◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税 e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

また、これらの方策を掲載したリーフレット等を集約した「相続税 e-Tax 利用勧奨専用ページ」を国税庁 HP 内に開設し、周知・広報を積極的に行っています。

- **提出をお願いしている書類の見直し**（令和 5 年 1 月～）
固定資産税評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要です。
- **イメージデータ送信容量の拡大**（令和 5 年 5 月～）
1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大しました。
- **利用者識別番号の確認の簡素化**（令和 5 年 6 月～）
財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
- **受信通知メッセージボックスの機能改善**（令和 6 年 1 月～【予定】）
所得税や法人税などの他税目と同様に、「即時通知」から「受信通知」に切り替えが可能となるよう、システム改修を予定しています。

令和4年分 相続税の申告事績の概要

令和5年12月
東京国税局
(千葉県)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は72,258人（前年対比110.8%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は7,417人（同116.2%）、その課税価格の総額は9,470億円（同114.1%）、申告税額の総額は1,182億円（同112.1%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比	
		令和3年分 ^(注1)	令和4年分 ^(注1)		
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	65,244人	72,258人	110.8%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,694 6,384人	外 1,932 7,417人	外 114.0 116.2%	
③	課税割合（②/①）	9.8%	10.3%	0.5ポイント	
④	相続税の納税者である相続人数	13,745人	15,810人	115.0%	
⑤	課税価格 ^(注3)	外 875 8,299億円	外 986 9,470億円	外 112.7 114.1%	
⑥	税額	1,054億円	1,182億円	112.1%	
⑦	1 被相続人当たり	課税価格（⑤/②） ^(注3)	外 5,166 12,999万円	外 5,103 12,769万円	外 98.8 98.2%
		税額（⑥/②）	1,652万円	1,594万円	96.5%

(注)1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	3,128億円	499億円	1,467億円	3,842億円	1,156億円	10,091億円
構成比	31.0%	4.9%	14.5%	38.1%	11.5%	100.0%

令和4年分 相続税の申告事績の概要

令和5年12月
東京国税局
(東京都)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要 (東京都)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（東京都）

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は139,264人（前年対比109.1%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は26,008人（同112.4%）、その課税価格の総額は4兆6,611億円（同108.9%）、申告税額の総額は8,508億円（同113.9%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和3年分 ^(注1)	令和4年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数 ^(注2) （死亡者数）	人	127,649	139,264	109.1%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	外 8,313 23,130	外 8,911 26,008	外 107.2 112.4%
③	課税割合 ^(注3) （②/①）	%	18.1	18.7	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人	50,706	56,810	112.0%
⑤	課税価格 ^(注3)	億円	外 3,789 42,790	外 4,039 46,611	外 106.6 108.9%
⑥	税額	億円	7,470	8,508	113.9%
⑦	1 被相続人 ^(注3) 相当たり人	万円	外 4,558 18,500	外 4,533 17,922	外 99.4 96.9%
⑧	税額 ^(注3) （⑥/②）	万円	3,229	3,271	101.3%

(注)1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 18,254	億円 2,309	億円 9,468	億円 14,796	億円 4,759	億円 49,586
構成比	% 36.8	% 4.7	% 19.1	% 29.8	% 9.6	% 100.0

令和4年分 相続税の申告事績の概要

令和5年12月
東京国税局
(神奈川県)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は98,821人（前年対比110.2%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は14,127人（同111.5%）、その課税価格の総額は1兆9,376億円（同110.2%）、申告税額の総額は2,565億円（同111.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和3年分 ^(注1)	令和4年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	89,701	98,821	110.2%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 4,385 人	12,674	外 4,789 人	外 109.2 %
③	課税割合 (②/①)	%	14.1	14.3	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人	27,293	30,148	110.5%
⑤	課税価格 ^(注3)	外 2,014 億円	17,586	外 2,216 億円	外 110.0 %
⑥	税額	億円	2,301	2,565	111.4%
⑦	1 被相続人 相当 たり人	課税価格 (⑤/②) ^(注3)	外 4,592 万円	外 4,627 万円	外 100.8 %
⑧	税額 (⑥/②)	万円	1,816	1,815	100.0%

(注)1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	7,816 億円	1,100 億円	2,840 億円	7,027 億円	2,195 億円	20,979 億円
構成比	37.3 %	5.2 %	13.5 %	33.5 %	10.5 %	100.0 %

令和4年分 相続税の申告事績の概要

令和5年12月
東京国税局
(山梨県)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要 (山梨県)

○ 令和4年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は11,090人（前年対比109.7%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は806人（同116.3%）、その課税価格の総額は880億円（同119.3%）、申告税額の総額は91億円（同151.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		令和3年分 ^(注1)	令和4年分 ^(注1)	
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	10,107人	11,090人	109.7%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外147 693人	外160 806人	外108.8 116.3%
③	課税割合（②/①）	6.9%	7.3%	0.4ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	1,453人	1,747人	120.2%
⑤	課税価格 ^(注3)	外83 738億円	外84 880億円	外101.0 119.3%
⑥	税額	60億円	91億円	151.2%
⑦	1人当たり ^(注3) 被相続人 当たり 課税価格（⑤/②）	外5,632 10,648万円	外5,226 10,923万円	外92.8 102.6%
⑧	1人当たり ^(注3) 被相続人 当たり 税額（⑥/②）	873万円	1,134万円	130.0%

(注)1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	254億円	48億円	112億円	364億円	134億円	911億円
構成比	27.8%	5.3%	12.3%	39.9%	14.7%	100.0%